も触れること。

ウ　(3)のアの(ｱ)については，五大栄養素と食品の体内での主な働きを中心に扱うこと。(ｳ)については，献立を構成する要素として主食，主菜，副菜について扱うこと。

エ　食に関する指導については，家庭科の特質に応じて，食育の充実に資するよう配慮すること。また，第４学年までの食に関する学習との関連を図ること。

オ　(5)については，日常生活で使用する物を入れる袋などの製作を扱うこと。

カ　(6)のアの(ｱ)については，主として暑さ・寒さ，通風・換気，採光，及び音を取り上げること。暑さ・寒さについては，(4)のアの(ｱ)の日常着の快適な着方と関連を図ること。

(3)　内容の「Ｃ消費生活・環境」については，次のとおり取り扱うこと。

ア　(1)については，内容の「Ａ家族・家庭生活」の(3)，「Ｂ衣食住の生活」の(2)，(5)及び(6)で扱う用具や実習材料などの身近な物を取り上げること。

イ　(1)のアの(ｱ)については，売買契約の基礎について触れること。

ウ　(2)については，内容の「Ｂ衣食住の生活」との関連を図り，実践的に学習できるようにすること。

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1)　題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，知識を生活体験等と関連付けてより深く理解するとともに，日常生活の中から問題を見いだして様々な解決方法を考え，他者と意見交流し，実践を評価・改善して，新たな課題を見いだす過程を重視した学習の充実を図ること。

(2)　第２の内容の「Ａ家族・家庭生活」から「Ｃ消費生活・環境」までの各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年については，児童や学



校，地域の実態等に応じて各学校において適切に定めること。その際，「Ａ家族・家庭生活」の(1)のアについては，第４学年までの学習を踏まえ，２学年間の学習の見通しをもたせるために，第５学年の最初に履修させるとともに，「Ａ家族・家庭生活」，「Ｂ衣食住の生活」，「Ｃ消費生活・環境」の学習と関連させるようにすること。

(3)　第２の内容の「Ａ家族・家庭生活」の(4)については，実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し，２学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させること。その際，「Ａ家族・家庭生活」の(2)又は(3)，「Ｂ衣食住の生活」，「Ｃ消費生活・環境」で学習した内容との関連を図り，課題を設定できるようにすること。

(4)　第２の内容の「Ｂ衣食住の生活」の(2)及び(5)については，学習の効果を高めるため，２学年間にわたって取り扱い，平易なものから段階的に学習できるよう計画すること。

(5)　題材の構成に当たっては，児童や学校，地域の実態を的確に捉えるとともに，内容相互の関連を図り，指導の効果を高めるようにすること。その際，他教科等との関連を明確にするとともに，中学校の学習を見据え，系統的に指導ができるようにすること。

(6)　障害のある児童などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

(7)　第１章総則の第１の２の(2)に示す道徳教育の目標に基づき，道徳科などとの関連を考慮しながら，第３章特別の教科道徳の第２に示す内容について，家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

２　第２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

(1)　指導に当たっては，衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や，自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり，説明したりするなどの学習活動の充実を図ること。

(2)　指導に当たっては，コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して，実習等における情報の収集・整理や，実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。